第2次北九州市いきいき長寿プラン

1 計画の位置づけ

本計画は、「北九州市いきいき長寿プラン(平成29年度~令和2年度)」を引き継ぐ計画であり、計画名称を「第2次北九州市いきいき長寿プラン」としています。 また、保健・医療・福祉などの高齢者施策を総合的に推進する計画で、以下の内容を包含しています。

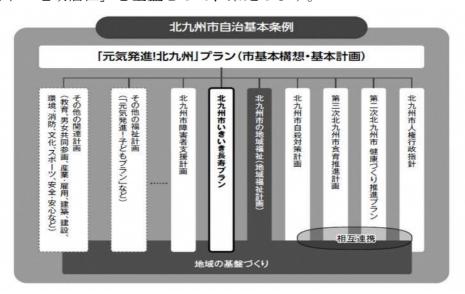
- ●老人福祉法に規定されている「老人福祉計画」
- ●介護保険法に規定されている介護保険の各サービスの見込量やその確保のための方 策などを定める「介護保険事業計画(第8期)」
- ●厚生労働省が策定した「認知症施策推進総合戦略」及び「認知症施策推進大綱」に沿って、本市独自の方策を加えた、「北九州市認知症施策推進計画(通称:北九州市オレンジプラン)」
- ●成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「北九州市成年後見制度利用促進計画」(今回の計画から編入)

「元気発進!北九州」プランの分野別計画として策定

本計画は、本市の基本構想・基本計画である「『元気発進!北九州』プラン」に 基づく分野別の計画です。

「北九州市の地域福祉(地域福祉計画)」を基盤として策定

本計画は、各福祉分野における共通的な事項を記載する「上位計画」である「北九州市の地域福祉」を基盤として、策定します。



2 計画の期間

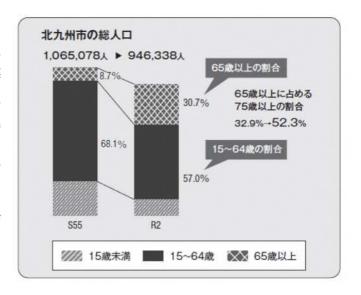
令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間

3 計画策定の背景

高齢化のさらなる進展と生産年齢人口の減少

本市の高齢化率(総人口に占める 65歳以上の割合)は、全国平均を上 回る速さで進行し、今後も高い水準 で推移しています。特に、75歳以上 の割合は、大幅に増加することが見 込まれています。

また、様々な取り組みにより、本市の社会動態は、この5年間で改善が図られてきているものの、生産年齢人口は減少傾向が続くと見込まれています。



社会保障給付費の増加

本市の国民健康保険加入者の1人当 たりの医療費は増加傾向です。

また、介護サービスを利用する割合が高い75歳以上の高齢者数の増加に伴い、介護サービス等の費用総額も、増加が見込まれています。



新型コロナウィルスの感染拡大

令和2年、全国的に新型コロナウィルスの感染が拡大し、本市でも、3月以降、陽性 患者が発生しています。4月には、「緊急事態宣言」が発出され、市民へ外出自粛やイ ベント中止等の要請を行いました。このため、地域の通いの場、生きがい講座、交流 会、見守り活動など、幅広く大きな影響が及びました。その後も、令和3年1月には、 再度緊急事態宣言が発出されるなど、市民生活への影響が続いています。

4 基本目標

計画策定にあたっての3つの視点

○高齢者の意欲の増進

「65歳=老後」ではなく、意欲・能力を活かして、運動習慣の定着や社会活動に取り組む ことを支援します。また、各種事業におけるICTの導入・活用拡大とあわせ、高齢者にもデ ジタル技術の習得を促し、高齢期の備えについての啓発を行います。

○地域共生社会の実現

地域住民と行政などが協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的な支援体制を構築し、地域包括ケアシステムの推進、地域づくりに取り組みます。

○感染防止対策・災害対応の備え

オンラインの活用など、各種事業の実施方法を工夫し、感染予防との両立をはかるとともに、感染症や災害発生時を想定し、特に介護サービスなどの事業を継続できる備えを講じます。

基本目標

高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり ~人生100年時代の到来~

【目標】

いきいきと健康で、 生涯現役で 活躍できるまち

- ◆生きがい・社会参加・地 域貢献の推進
- ◆主体的な健康づくり·介 護予防の促進

高齢者と家族、 地域がつながり、 支え合うまち

- ◆見守り合い・支え合いの 地域づくり
- ◆総合的な認知症対策の 推進
- ◆家族介護者への支援

住みたい場所で 安心して 暮らせるまち

- ◆地域支援体制(医療と介護の連携等)の強化
- ◆介護サービス等の充実
- ◆権利擁護・虐待防止の充 実・強化
- ◆安心して生活できる環境づくり

5 施策の柱と主な取組み

いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち

高齢者が年齢に関わりなく、健康で、その能力を十分に発揮し、社会を「支える側」として活躍できるまちづくりを進めます。

◆生きがい・社会参加・地域貢献の推進

【新しい取組み・強化する取組み】

- 高齢者のデジタル技術習得を支援する地域人材の育成 (スマートフォン・タブレット等の活用講座の実施など)
- 生涯スポーツの習慣化の普及
- 介護支援ボランティアの活動の場の拡充

【継続する取組み】

- 年長者研修大学校や生涯現役夢追塾等における生きがいづくり
- ボランティア活動を担う人材の養成
- ●「いきがい活動ステーション」等による高齢者と地域活動とのマッチング
- 北九州市高年齢者就業支援センターを拠点とした就業支援

◆主体的な健康づくり・介護予防の促進

【新しい取組み・強化する取組み】

- 通いの場で仲間とともに健康づくり ~運動習慣の定着~ (地域の通いの場で、「きたきゅう体操」等の運動を実践、生涯スポーツの活動支援など)
- 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (国保データシステムを活用して、健康課題を分析・把握し、保健事業と介護予防を一体的に実施)
- 高血圧症を切り口とした生活習慣病への対策強化 (「高血圧ゼロのまち」に向けた保健指導、減塩の推進など)
- フレイル対策の強化

(高齢者サロン等通いの場への専門職派遣、介護予防リーダーの育成など)

【継続する取組み】

- 市民センターを拠点とした健康づくり事業の実施
- 食生活改善推進員による訪問活動
- 口腔保健の推進

高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち

「見守る側」「見守られる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりをもち、それ ぞれができる範囲で支え合い、居場所と役割をもつコミュニティづくりを進めます。

◆見守り合い・支え合いの地域づくり

【新しい取組み・強化する取組み】

● 地域の「互助」の充実 ~地域交流や居場所づくりの推進~(「自助」「互助」「共助」「公助」の機能の連携。特に、自発的な相互の支え合いである「互助」の基盤づくりの支援)

【継続する取り組み】

- 協議体(校区の作戦会議)の運営支援
- いのちをつなぐネットワーク事業による地域全体で「見つける」「つなげる」「見守る」取組 みの推進
- 民生委員の活動支援

◆総合的な認知症対策の推進

【新しい取組み・強化する取組み】

- 認知症の人本人が発信できる場づくり ~活躍の場の創出~(認知症の人が社会の一員として前向きに暮らし、周囲に理解を促すためのきっかけづくり)
- 認知症カフェのあり方の検討
- 若年性認知症の実態に応じた対策の推進

【継続する取組み】

- ●「認知症サポーター」「認知症サポート医」の養成
- 認知症介護家族交流会や認知症対応力向上研修の開催

◆家族介護者への支援

【新しい取組み・強化する取組み】

● 複合的な課題を抱えた家庭・ケアラーへの対応 (アウトリーチ型支援の拡大など)

【継続する取組み】

- 地域の人が見守り・支え合いの当事者となる意識づけ
- 専門職による介護教室や男性向け介護講座の開催
- 事業者に対する仕事と介護の両立への理解の促進

住みたい場所で安心して暮らせるまち

高齢者が、人生の最終段階にいたっても、それぞれの状態に応じて、必要な生活支援、介護 などのサービスを活用しながら、住みたい場所で安心して暮らせることを目指します。

◆地域支援体制(医療・介護の連携)の強化

【新しい取組み・強化する取組み】

- とびうめ@きたきゅう(登録した市民の医療・介護・健診等の情報が事業に協力する医療機関で共有さ れるシステム)の推進
- 高齢者の医療や介護などの課題に対する相談体制の充実
- 地域ケア会議の充実(リモート開催の検討など)
- 地域リハビリテーション支援拠点の設置

【継続する取組み】

● 地域包括支援センターの機能強化

◆介護サービス等の充実(ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応)

【新しい取組み・強化する取組み】

- 介護人材の確保(若手介護職員の離職防止研修、外国人の介護人材育成研修など)
- 感染症発生時の介護施設のサービス継続(施設・法人を超えたスタッフ派遣による支援など)
- 介護施設の感染防御力の向上(専門家による施設への訪問指導、オンライン研修など)

【継続する取組み】

- 在宅支援サービス(おむつ給付、訪問給食等)の提供
- 自立に向けた介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの充実
- 先進的介護「北九州モデル」の展開

◆権利擁護・虐待防止の充実・強化

【新しい取組み・強化する取組み】

● 成年後見制度中核機関の機能充実(成年後見人選任の受任調整や制度へのスムーズな移行支援など)

【継続する取組み】

● 高齢者虐待防止に向けた連携強化 ● 虐待対応職員向け研修の実施

◆安心して生活できる環境づくり

【新しい取組み・強化する取組み】

- 災害時における避難支援(福祉避難所の早期開設など)
- ●「終活」に関する相談と支援 お買い物バスなど高齢者の移動支援

【継続する取組み】

- すこやか住宅の普及啓発、改造助成
- 高齢者の交通安全・犯罪被害防止・消費者被害防止対策・防火安全対策の推進

6 安定した介護保険制度の運営

介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するため、本市における高齢者の状況等を踏まえ、介護保険法に規定されている介護サービスの見込量や、その確保のための方策などを定めています。

被保険者数等の見込み

本市の 65 歳以上の高齢者(第1号被保険者)は、令和3 (2021)年度にピークを迎え、約 29 万1千人となる見込みですが、その後は減少していきます。一方で 75 歳以上の後期高齢者は、引き続き増加していきます。

要介護認定者及び介護サービス利用者は、後期高齢者の増加に伴い今後も増加し、令和5年 度には、要介護認定者は約7万2千人、介護サービス利用者は約5万人となる見込みです。

高齢者福祉施設等の整備

今後の高齢化の推移、市民ニーズ、待機者の状況、既存施設の整備状況等を踏まえなが ら、給付と負担のバランスにも留意の上、整備量を設定しました。

高齢者が要介護等の状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症対 応型共同生活介護(グループホーム)などの地域密着型サービスを整備します。

事業費の見込み

介護サービス等の利用にかかる介護給付費や、高齢者の介護予防・重度化防止等を推進する 地域支援事業費として、第8期における3年間の事業費を約3,120億円と見込んでいます。

第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の事業費の見込みを基に、第1号被保険者が負担する費用を算出し決定します。[第8期介護保険料(基準額):月額6,540円]

保険料の設定にあたっては、それぞれの負担能力に応じた保険料となるよう、保険料段階 や料率など、全体のバランスを考慮し設定しています。また、介護給付準備基金(保険料剰 余分)を活用し、保険料の上昇抑制のために充当することとしています。